

国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則

平成16年4月1日
制 定

改正	平成17年	11月30日	規則第58号
改正	平成18年	3月24日	規則第39号
改正	平成19年	3月23日	規則第38号
改正	平成20年	1月25日	規則第4号
改正	平成20年	3月28日	規則第32号
改正	平成21年	3月27日	規則第22号
改正	平成21年	6月9日	規則第36号
改正	平成21年	11月27日	規則第60号
改正	平成22年	3月26日	規則第20号
改正	平成22年	12月24日	規則第55号
改正	平成23年	3月24日	規則第17号
改正	平成24年	3月30日	規則第25号
改正	平成24年	5月30日	規則第33号
改正	平成26年	1月29日	規則第3号
改正	平成26年	11月28日	規則第30号
改正	平成27年	3月27日	規則第22号
改正	平成28年	2月1日	規則第7号
改正	平成28年	3月25日	規則第23号
改正	平成28年	11月25日	規則第40号
改正	平成30年	1月26日	規則第1号
改正	平成30年	3月23日	規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条の規定により準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第52条の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当および通勤手当（監事を除く。）とする。

(報酬の支給日)

第3条 役員報酬（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日を支給日とする。

- 一 17日が日曜日に当たるとき 15日

二 17日が土曜日に当たるとき 16日

三 17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日かつ月曜日に当たるとき 18日

2 期末手当及び勤勉手当の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、その日が、日曜日に当たるときは前々日を、土曜日に当たるときは前日を支給日とする。
（俸給）

第4条 常勤の役員の俸給は、月額とし、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 学 長 965,000円

二 理 事 761,000円以内で学長が別に定める額

2 役員の俸給は、学長が、その職務実績に応じ、経営協議会の議を経て、変更することができるものとする。

（地域手当）

第5条 地域手当は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「給与規則」という。）第25条（第4項を除く）の規定に準じて支給する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、給与規則第27条の規定に準じて支給する。

（単身赴任手当）

第7条 単身赴任手当は、給与規則第28条の規定に準じて支給する。

（期末手当）

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び次条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職、解任又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職、解任又は死亡した常勤の役員にあっては、退職、解任又は死亡した日現在。以下この条及び次条において同じ。）において当該役員が受けるべき俸給の月額とこれに対する地域手当の月額の合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額（以下「役職加算額」という。）と俸給の月額に100分の25を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

3 前2項に規定するもののほか期末手当の支給に関し必要な事項は、給与規則第34条

に規定する期末手当の例に準じて取り扱う。

(勤勉手当)

第8条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する常勤の役員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これら基準日前1箇月以内に退職、解任又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の常勤の役員が、それぞれの基準日現在において受けるべき俸給とこれに対する地域手当の月額合計額に、役職加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務実績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

在 職 期 間	率
6 箇月	100分の100
5 箇月 15 日以上 6 箇月 未 満	100分の95
5 箇月 以上 5 箇月 15 日 未 満	100分の90
4 箇月 15 日 以上 5 箇月 未 満	100分の80
4 箇月 以上 4 箇月 15 日 未 満	100分の70
3 箇月 15 日 以上 4 箇月 未 満	100分の60
3 箇月 以上 3 箇月 15 日 未 満	100分の50
2 箇月 15 日 以上 3 箇月 未 満	100分の40
2 箇月 以上 2 箇月 15 日 未 満	100分の30
1 箇月 15 日 以上 2 箇月 未 満	100分の20
1 箇月 以上 1 箇月 15 日 未 満	100分の15
15 日 以上 1 箇月 未 満	100分の10
15 日 未 満	100分の5
零	0

3 前項に規定する勤務実績に応じて別に定める割合については、役員会の議を経るものとする。

4 前2項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、給与規則第35条に規定する勤勉手当の例に準じて取り扱う。

(非常勤役員手当)

第9条 非常勤役員手当は、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 理事 月額 761,000円以内で学長が別に定める額

二 監事 月額 100,000円

(日割計算)

第10条 新たに役員となった者には、その日から俸給及び地域手当(以下「俸給等」と

いう。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの俸給等を支給する。
- 3 役員が死亡した場合には、その月までの俸給等を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により、俸給等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給する以外のときは、その俸給等の額は、その月の現日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割により計算する。

(報酬の支払方法)

第11条 役員報酬は、通貨で直接役員にその全額を支払うものとする。ただし、法令で定めるもの及び役員自らが控除を申し出たものは、これを報酬から控除して支払うものとする。

- 2 前項の報酬は、役員が自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

(端数の処理)

第12条 この規則により計算した確定金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第8条に規定する期末特別手当にかかる在職期間については、この規則の施行日(以下「施行日」という。)において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。)の適用を受けるものとした場合に得られる在職期間とする。

附 則(平成17年規則第58条)

この規則は平成17年11月30日から施行し、平成17年12月1日から適用する。

附 則(平成18年規則第39号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き第4条第1項の適用を受ける常勤の役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる常勤の役員には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。なお、再任された常勤の役員については、2年をかけて、毎年その差額の2分の1ずつを減じるものとする。

施行日の前日から引き続き第9条の適用を受ける非常勤の役員の日額は、次の各号に掲げる役員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 理事 49,750円
- 二 監事 49,750円

附 則(平成19年規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第4号）

- 1 この規則は、平成20年1月25日から施行し、平成19年9月1日から適用する。
- 2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の5.5」を「100分の5」と読み替えて適用する。

附 則（平成20年規則第32号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の6」を「100分の5.5」と読み替えて適用する。

附 則（平成21年規則第22号）

- 1 この規則は、平成21年3月27日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の6.5」を「100分の6」と読み替えて適用する。

附 則（平成21年規則第36号）

- 1 この規則は、平成21年6月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年4月1日から平成21年9月30日までの地域手当の支給割合については、従前の規定による読み替えを適用しないものとする。
- 3 平成21年6月期の期末手当及び勤勉手当については、第8条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、第8条の2第2項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成21年規則第60号）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成21年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第8条第2項中「100分の80」とあるのは「100分の75」と、第8条の2第2項中「100分の80」とあるのは「100分の85」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則（平成22年規則第20号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の7.5」を「100分の7」と読み替えて適用する。

附 則（平成22年規則第55号）

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成22年12月期の期末手当及び勤勉手当については、第8条第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」と、第8条の2第2項中「100分の77.5」とあるのは「100分の75」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 平成22年12月1日から平成23年3月31日までの地域手当については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の7.5」を「100分の8」と読み替えて適用する。

附 則（平成23年規則第17号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第5条（地域手当）については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の8」を「100分の7.5」と読み替えて適用する。

附 則（平成24年規則第25号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第33号）

1 この規則は、平成24年5月30日から施行する。

2 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該常勤役員が受けるべき俸給月額に、100分の9.77を乗じて得た額

二 地域手当 当該常勤役員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の9.77を乗じて得た額

三 期末手当 当該常勤役員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

四 勤勉手当 当該常勤役員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

3 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間においては、第9条第1項第一号及び第二号中「46,510円」を「41,960円」と読み替えて適用する。

4 平成24年6月1日から平成26年3月31日までの間においては、地域手当については、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則別表第7中「100分の8」を「100分の10」と読み替えて適用する。

5 第2項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成26年規則第3号）

1 この規則は、平成26年1月29日から施行する。

2 平成26年3月1日から平成26年3月31日までの間においては、国立大学法人奈良教育大学役員報酬規則の一部を改正する規則（平成24年規則第33号）附則第2項第一号中「100分の9.77」とあるのは「100分の6.84」と、第3項中「41,960円」とあるのは「43,320」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年規則第30号）

1 この規則は、平成26年12月1日から施行する。

2 平成26年12月期の勤勉手当の成績率については、第8条の2第2項中「100分の85」とあるのは「100分の89.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年規則第22号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 施行日の前日から引き続き第4条第1項の適用を受ける常勤の役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる常勤の役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として

支給する。

3 施行日の前日から引き続き第9条の適用を受ける非常勤の役員の日額は、平成30年3月31日までの間、次の各号に掲げる役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 理事 46,510円

二 監事 46,510円

附 則（平成28年規則第7号）

1 この規則は、平成28年2月1日から施行し、平成27年11月1日から適用する。

2 平成27年12月期の勤勉手当の成績率については、第8条の2第2項中「100分の87.5」とあるのは「100分の90」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年規則第23号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第40号）

1 この規則は、平成28年11月25日に施行し、平成28年11月1日から適用する。

2 平成28年12月期の勤勉手当の成績率については、第8条の2第2項中「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年規則第1号）

1 この規則は、平成30年1月26日に施行し、平成29年11月1日から適用する。

2 平成29年12月期の勤勉手当の成績率については、第8条の2第2項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年規則第8号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。